



高齢者総合相談支援センター・福津中央  
(福間ゆいあいの会)



福津市地域包括支援センター  
(みずきの郷)



高齢者総合相談支援センター・津屋崎  
(特別養護老人ホーム津屋崎)

# 福津市 地域包括支援センター

## が生まれ変わります

平成22年  
4月

地域包括支援センターは平成18年から市役所高齢者サービス課に設置し運営してきました。設置から4年を経て、地域で暮らす高齢者の皆さんを、より身近な場所で支えていけるように生まれ変わります。

市高齢者サービス課(福間庁舎)  
☎43・8120



### 福津市地域包括支援センターが変わります

市の平成21年12月末現在の65歳以上人口は13,694人で、市全体の24.4%を占めています。今後、その割合はさらに増加する事が見込まれ、多くの人が相談や支援を必要としてくると思われれます。

そのために、より身近で相談しやすい窓口として、また相談に対してその後の状態の変化に応じたきめ細やかな対応ができるように体制を整備することになりました。

地域包括支援センターは現在の市役所から場所が変わりますが、今までと同様に緊急時には24時間体制での対応を実施していきます。

**福津市地域包括支援センター**

**住所** 上西郷486番地の1(高齢者専用賃貸住宅 みずきの郷1階)

**☎・FAX** 43・0787

**相談日時** 8:30~17:30(日曜日、祝日を除く)

※ただし、緊急の場合はこの限りではありません

### 高齢者総合相談支援センターを開設します(平成22年4月から)

今まで市役所だけに開設していた高齢者の相談窓口に加えて、平成22年4月からは新たに2か所の高齢者総合相談支援センターを開設し、地域包括支援センターとともに高齢者の身近な相談窓口と

して、健康や福祉、医療や生活に関するどのような相談にも対応します。また必要に応じて、市や地域包括支援センターと連携を図ります。気軽にご相談ください。

	高齢者総合相談支援センター	MAP
<b>津屋崎</b>	<p><b>住所</b> 奴山1174番地 (特別養護老人ホーム津屋崎園内)</p> <p><b>☎・FAX</b> 52・6110(相談受付専用)</p> <p><b>相談日時</b> 9:00~17:00まで(土・日曜日、祝日を除く)</p> <p>※ただし、緊急の場合はこの限りではありません</p>	
<b>福津中央</b>	<p><b>住所</b> 中央6丁目11番12号 (特定非営利活動法人 福間ゆいあいの会内)</p> <p><b>☎・FAX</b> 43・6660(相談受付専用)</p> <p><b>相談日時</b> 9:00~17:00まで(日曜日、祝日を除く)</p> <p>※ただし、緊急の場合はこの限りではありません</p>	

福津市高齢者総合相談支援センター  
 ▲のぼりが目印です

### 地域包括支援センターではこんなことをしています

地域包括支援センターは、地域に暮らす高齢者の皆さんが、住み慣れた環境のもとで自分らしい生活を続けていくことができるように、皆さんの生活を総合的に支援する機関として、社会福祉士・主任ケアマネジャー・保健師などの専門職が、福祉関係者や医療関係者など、さまざまな関係機関と連携して高齢者支援を行うことを目的に設置されています。

また、元気なときから介護予防に取り組むことで、生涯にわたり自立した生活が送れるように、市民の皆さんに介護予防の大切さをご理解いただく役割も担っています。

**さまざまな相談に応じます  
(総合相談事業)**

高齢者やその家族の生活にかかわる、さまざまな相談に応じ、介護保険サービスだけでなく、保健、医療、福祉、その他の生活支援サービスなどを含めて、必要な情報を提供します。

職員には守秘義務が課せられていますので、相談者のプライバシーは守られます。また、相談に来ることができない人に対しては、電話相談や自宅訪問を行います。お気軽にご相談ください。

**介護予防を進めます  
(介護予防ケアマネジメント業務)**

介護予防健診の結果、身体機能の低下が見込まれる高齢者を対象に、市高齢者サービス課が行う介護予防教室や健康講座への参加、栄養士や歯科衛生士を自宅へ派遣する訪問指導事業の利用ができるように支援します。

**介護保険の介護予防サービスの利用の支援をします**

要介護認定・要支援認定で「要支援1」「要支援2」と認定された人を対象に心身の状態や要望などを基に、本人ができていない部分が減らないように留意しながら、介護予防計画(ケアプラン)を作成します。その内容による介護保険などのサービスを利用することで、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように支援します。

**高齢者の皆さんの権利を守ります  
(権利擁護事業)**

高齢者の権利や財産を守るために、認知症などで判断力の低下した高齢者も安心して自宅での生活が続けられるよう、成年後見制度の利用を支援するとともに、消費者被害などの防止に努めます。

また、地域の皆さんと連携を図ることで、高齢者虐待の早期発見と防止に努めます。

市民の皆さんや介護事業者の、消費者被害や虐待に関する理解を深め、予防や早期発見ができるように周知・啓発も実施しています。